

〈用語のご説明一定義〉

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 保険料払込期日 ローン・リースの自動車保険に関する特約（保険料分割払方式）第3条〔保険料の払込み〕(1)に定める払込期日をいいます。
(2) 追加保険料 普通保険約款基本条項第17条〔保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合〕(1)、(2)、(4)または(6)に定める追加保険料をいいます。
(3) 契約内容変更 保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、ご契約者による保険契約条件の変更を含みます。
(4) 変更日 ご契約者からの契約内容変更の通知等によって、契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。
(5) 追加保険料払込期日 追加保険料変更手続き完了のお知らせに記載された期日をいいます。
(6) ローン契約等 ご契約のお車についてのローン契約またはリース契約をいいます。

第1条〔この特約の適用条件〕

- この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① ご契約者と当会社の間に、ローン・リースの自動車保険に関する特約（保険料分割払方式）が締結されていること。
 - ② ご契約のお車がローン・リースの自動車保険に関する特約（保険料分割払方式）第1条〔対象となる自動車の種類〕に定める自動車に該当すること。

第2条〔保険料の分割払〕

当社は、この特約により、ご契約者がこの保険契約の保険料を、保険証券に記載された回数および金額（以下この特約において「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条〔分割保険料の払込み〕

ご契約者は、分割保険料を保険料払込期日までに払い込まなければなりません。

第4条〔補償される期間－保険期間〕

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第1条〔補償される期間－保険期間〕(3)の規定は適用しません。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
 - ① ご契約者がローン・リースの自動車保険に関する特約（保険料分割払方式）第3条〔保険料の払込み〕(1)または第6条〔申込みの漏れまたは誤りの取扱い〕(2)に定める払込期日までに保険料の払込みを行わなかった場合は、保険料領取前に発生した事故
 - ② ご契約者がローン・リースの自動車保険に関する特約（保険料分割払方式）第2条〔保険契約の申込みおよびご契約のお車の入替〕(1)に定める申込期日までに申込みを行わなかった場合で、その事実についてご契約者が自己の故意および重大な過失によらなかつたことを立証できなかつたときは、ローン・リースの自動車保険に関する特約（保険料分割払方式）第6条(1)に規定する訂正の手続を行うまでの間に発生した事故

第5条〔追加保険料の払込み〕

- (1) 保険契約の内容に変更が発生し、当社が追加保険料を請求した場合には、ご契約者はその全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) ご契約者が本条(1)の追加保険料を払い込まなかった場合には、当社は、変更日から追加保険料の全額を領取するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条〔保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合〕(1)または(2)に定めるところに従い、当社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません（注）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 （注）当社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限ります。
② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
③ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当社が請求した追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、この規定により支払うべき保険金の額との差額について、その返還を請求することができます。

第6条〔追加保険料の分割払〕

第5条〔追加保険料の払込み〕(1)の規定にかかわらず、ご契約者が、追加保険料について分割払を申し出て、当社がこれを承認したときは、追加保険料を当社が承認する回数および金額に分割して払い込むことができます。

第7条〔分割追加保険料の払込方法〕

- (1) ご契約者は、第6条〔追加保険料の分割払〕に定めるところにより分割した追加保険料（以下この特約において「分割追加保険料」といいます。）については、第1回分割追加保険料を変更日（注）までに払い込まなければなりません。
（注）普通保険約款基本条項第17条〔保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合〕(1)または(2)に定めるところに従い当社が請求した追加保険料である場合には、「変更日」とあるのを「当社が追加保険料を請求した日」と読み替えて適用します。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、ご契約者または被保険者が契約内容変更の通知を当社の所定の連絡先に行った場合において、当社が第1回分割追加保険料についての追加保険料払込期日を設定して分割追加保険料を請求したときは、ご契約者は、第1回分割追加保険料をその追加保険料払込期日までに払い込むものとします。
この場合において、普通保険約款基本条項第17条(6)に定める通知については、ご契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当社が認める場合を除いて、ご契約者は、これを撤回することはできません。

- (3) ご契約者は、第2回以降の分割追加保険料については、第1回分割追加保険料を払い込むべき期日の属する月の翌月以降、分割保険料の額に分割追加保険料の額を加算して、毎月保険料払込期日までに払い込むものとします。

第8条〔分割追加保険料の払込みがない場合の事故の取扱い〕

- (1) ご契約者が第1回分割追加保険料を第7条〔分割追加保険料の払込方法〕(1)または(2)に定める期日までに払い込まなかった場合には、当社は、第1回分割追加保険料を領取する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める第1回分割追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

第1回分割追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条〔保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の場合〕(1)または(2)に定めるところに従い、当社が請求した第1回分割追加保険料の場合	保険金を支払いません（注）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。 （注）当社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限ります。
② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当社が請求した第1回分割追加保険料の場合	保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
③ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当社が請求した第1回分割追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、この規定により支払うべき保険金の額との差額について、その返還を請求することができます。

- (2) ご契約者が第2回以降の分割追加保険料を第7条(3)に定める期日までに払い込まなかった場合には、当社は、その分割追加保険料を払い込むべき払込期日の翌日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第9条〔解約時の保険料の返還または追加保険料の請求〕

当社は、ご契約者が、普通保険約款基本条項第15条〔ご契約者からの保険契約の解約〕に定めるところにより、この保険契約を解約する場合、次の算式により算出された額を追加保険料として請求することができます。
ただし、その差し引いた額がマイナスの場合は、その額をご契約者に返還します。

$$\text{追加保険料} = \text{ご契約者が、解約日に未払込分割保険料を一括して当社に払い込むとした場合に、払い込むべき額（注）} - \text{ご契約者が保険料払込方法を一時払として、この保険契約を締結し、かつ、解約日をもって解約した場合に、当社がご契約者に返還する所定の額（注）}$$

（注）保険契約の内容を変更し、それに伴い分割保険料の変更を行った場合は、変更後の分割保険料により算出します。

第10条〔保険契約の失効〕

- (1) この保険契約は、ローン・リースの自動車保険に関する特約（保険料分割払方式）が解除または解約された場合には、解除または解約の時から将来に向かってその効力を失います。
- (2) ご契約者が、特段の事情によりこの保険契約の保険料を払い込むことができなくなった場合は、この保険契約は、当社が特段の事情を知った時以後の最も早い保険料払込期日の翌日から将来に向かってその効力を失います。
- (3) 本条(1)または(2)の場合には、当社は遅滞なく、書面をもってその旨を記名被保険者に通知します。

第11条〔契約失効後の未払込分割保険料等の払込み〕

- (1) 第10条〔保険契約の失効〕(1)または(2)の規定によりこの保険契約が効力を失った日の翌日から起算して1か月以内に、ご契約者または記名被保険者が所定の保険料を添えて保険契約の復活の申込みをし、当社がこれを承認した場合は、この保険契約は有効に存続したものとみなします。ただし、この場合であっても、この特約は復活しません。
- (2) 本条(1)の所定の保険料は、次表に定める額とします。

区 分	所定の保険料
① 記名被保険者が、この保険契約を保険期間の終期まで存続させる場合	未払込分割保険料を一括して当社に払い込むとした場合に、払い込むべき額（注）
② 記名被保険者が、本条(1)の保険契約の復活と同時にご契約者に代わって、この保険契約を、普通保険約款基本条項第15条〔ご契約者からの保険契約の解約〕に定めるところにより解約する場合	第9条〔解約時の保険料の返還または追加保険料の請求〕により算出した額

（注）保険契約の内容を変更し、それに伴い分割保険料の変更を行った場合は、変更後の分割保険料により算出します。

- (3) 本条(1)の所定の保険料を算出するにあたり、記名被保険者がご契約者に対して、ご契約者が当社に分割保険料として払い込むべき額の払込みを行い、かつ、その払い込まれた額のうちご契約者から当社に払い込まれていないものがある場合、その未払込みの分割保険料は当社に払い込まれたものとして計算します。

第12条〔ローン契約等の終了または解除の場合〕

- (1) 当社は、この特約により、ローン契約等の終了または解除（ご契約のお車の購入者または賃借人がローン契約等の期限の利益を喪失し、解除と同様の状態になった場合を含みます。以下この条において同様とします。）により、ご契約者が購入者または賃借人からご契約のお車の返還を受けた場合は、その事実発生の時以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、ローン契約等の終了または解除に伴い、ご契約者がこの保険契約を解約し、かつ、ご契約のお車がご契約者に返還されない場合で、この保険契約の解約日の翌日から起算して7日以内に、記名被保険者がこの保険契約の終期までの保険料の全額を当社に払い込んだときは、この保険契約の解約がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い、保険金を支払います。

第13条〔ご契約者からの保険契約の解約〕

ローン・リースの自動車保険に関する特約（保険料分割払方式）第8条〔ローン契約またはリース契約の終了または解除の場合の取扱い〕(2)の規定に基づくこの保険契約の解約は、普通保険約款基本条項第16条〔保険契約の解除または解約の効力〕の規定にかかわらず、ローン・リースの自動車保険に関する特約（保険料分割払方式）第8条(1)の事実発生の時から将来に向かってのみその効力を生ずるものとします。

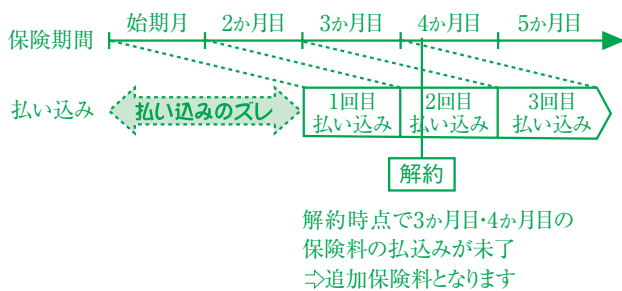
主な注意点

1. ご契約の内容に変更が生じた場合には、必ずご加入された代理店・扱者(販売店・販売会社)にお知らせください。
2. この商品は原則としてご契約のお車の「入替」はできません。ただし、新たにトヨタファイナンス(株)のクレジット(ローン契約)にてお車をご購入され、一定の条件を満たす場合や、未払込保険料を一括して払い込んでいただく場合等には、ご契約のお車の「入替」が可能となります。詳しい条件は、ご加入された代理店・扱者(販売店・販売会社)または弊社にお問合わせください。
3. この商品は記名被保険者の変更はできません。ただし、未払込保険料を一括して払い込んでいただくことにより、記名被保険者の変更が可能となります。
4. この商品は保険期間中に事故が発生しているご契約について途中で解約のお手続きをされる場合や、同一保険年度に2回以上の事故が発生している場合は、1年契約を継続された場合と次契約に適用する等級・事故有係数適用期間が異なる場合があります。
5. 上記以外でも、事故が発生した保険年度によっては、1年契約を継続された場合と次契約に適用する等級・事故有係数適用期間が異なる場合があります。
6. トヨタファイナンス(株)のクレジット(ローン契約)またはリース契約が、早期完済・期間短縮等の事由により、終了となる場合には、本契約についても未払込保険料を一括して払い込んでいただくか、解約のうえ追加保険料(下図をご覧ください)を払い込んでいただきます。必ずご加入された代理店・扱者(販売店・販売会社)にてお手続きくださいますようお願いいたします。
7. 保険期間の途中で、解約等のお手続きをされる場合、保険期間の初日(保険始期日)からの経過期間に応じて、追加保険料を一括して払い込んでいただきます。

解約時の追加保険料について

ご契約を解約される場合、保険期間の初日(保険始期日)からの経過期間に応じて**追加保険料が発生**いたします。(下記(1)(2)をご参照ください)

- (1) 保険料の払込開始時期が通常、保険始期月の2か月後となりますので、解約時点でまだ払い込んでいただいていない毎月の分割保険料が追加保険料として発生いたします。



- (2) 本契約は、毎月の払込保険料を保険期間中同一としているため、補償される危険に見合った保険料に比して、当初は低い保険料設定としており、その差額は、最終回の分割保険料の払込みを完了した時点で解消するものです。
したがって、ご契約を解約する場合には、差額分を「解約追加保険料」として一括して払い込んでいただきます。

